

平成30年（ワ）第34522号 損害賠償等請求事件

反訴原告ら 示現舎合同会社 外 2名

反訴被告 部落解放同盟 外248名

準備書面 1 (反訴)

2019年3月18日

東京地方裁判所 民事第13部合議B係 御中

反訴被告ら訴訟代理人弁護士

河村 健 夫



同

山本 志 都



同

指宿 昭 一



同

中井 雅 人



反訴原告は、請求の趣旨4の請求原因として、「本訴を理由に反訴原告三品純を集会から追い出し、フリーライターとしての業務を妨害した。」(反訴状の3(4)第2文〔5頁])と主張するが、日時場所や反訴被告の具体的行為が特定されていないため認否することができない。反訴原告は、請求を維持するのであれば、日時場所や反訴被告の具体的行為を明らかにされたい(求釈明)。

以上

平成 28 年 (ワ) 第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年 (ワ) 第 32358 号
損害賠償請求事件

原 告 部落解放同盟 外 2 4 7 名

被告ら 示現舎合同会社 外 2 名

2 0 1 9 年 3 月 1 8 日

準備書面 1 0

東京地方裁判所民事 1 3 部 御中

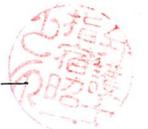
原告ら代理人弁護士 河 村 健 夫



同 山 本 志 都



同 指 宿 昭 一



同 中 井 雅 人



第 1 本書面作成の経緯

本書面は、被告らの権利侵害について、原告らの主張を補充するものである。

原告らは、2018年8月13日付で「準備書面9」を提出し、原告らに生じた損害について主張を行ったところ、その後の弁論準備手続において裁判所より「身元調査等の横行により戸籍等の個人情報が出す

るおそれがあることはそのとおりであるとしても、流出する『おそれ』が存在することが、イコール権利侵害となるかどうかは別段の検討が必要ではないか」旨の問題提起がなされた。

そこで、原告らにおいて後記「第2」に該当する内容で主張書面を準備したところ、裁判所において「裁判所の関心は戸籍について制度改正などによりその情報の管理が厳格化されつつある現状において権利侵害が生じうるかという点にあり、住所などについても触れている原告らの書面の内容につき、再度検討願いたい」旨の訴訟指揮があった。

そこで、原告らにおいて再度主張を整理し、

①戸籍について、戸籍情報の管理が厳格化しつつある現状においても、被告らの行為によりプライバシー権等の侵害が生じていることについては後記「第3」において個別に論じ、

②原告らの当該主張を裏付けるため、上述した主張書面において援用した判例などは戸籍情報のみならず住所や運動団体における役職などに関する情報にも適用されると考えられることから、本書面「第2」における主張として整理し、論じることとする。

第2 被告らの行為により名誉権・プライバシー権・差別されない権利等の人格権が侵害されていることは明白であること

1 問題状況の整理

原告らは、被告らによる『復刻版 全国部落調査』の出版あるいはインターネット上での同書籍に関するデータのバラマキと、「部落解放同盟関係人物一覧」データのインターネット上でのバラマキによってプライバシー権・名誉権・差別されない権利（原告解放同盟については業務を円滑に行う権利）を侵害されていると主張している。

そして、被告らによる権利侵害を考察する上では、①既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者の存在を前提とした権利侵害性と、②被告らによる『復刻版 全国部落調査』「部落解放同盟関係人物一覧」データに接した時点では原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知らない第三者の存在を前提とした権利侵害性とを、区別して考察することが必要である。

なぜなら、①において権利侵害が存在することは明白であって、裁判所の問題意識は②のケースにおいてのみ妥当すると考えられるからである。

そこで、以下においては、①のケースにおいて権利侵害性が明らかである点についてまず論じ、続いて、②のケースにおいても権利侵害が存在することは明白であることを論じることとする。

2 既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者の存在を前提とした場合の権利侵害性は明白であること

(1) 原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者は多数存在すること

被告らが『復刻版 全国部落調査』「部落解放同盟関係人物一覧」データのバラマキを行った時点において、原告らの本籍・住所地・居住する地区名・電話番号などを知っている第三者は多数存在する。

人が社会生活を送る上で住居は必ず必要となることは明らかであり、憲法も第22条で居住の自由を保障するなどその重要性に配慮している。住所は郵便物の受け取りのために郵便物への表示が必要であり、同様に宅配物の配送のために記載が必要であり、レンタカーの借り受けや旅行先での宿泊名簿への記載など日常的に反復される各種

契約において表示を義務付けられる情報であり、同好会の名簿作成など社会的に広く行われている行為によって流通する情報である。電話番号もほぼ同様の役割を果たしている。

もちろん、原告らの住所や電話番号を知っている者は、正当な理由がない限りこれを無関係の第三者に開示することはないのが通常であろう。

しかしながら、原告らが通常の世界生活を営んでいる以上は、その住所情報等を知っている者は多数に上るのであって、しかも、住所情報を知っている者は原告らと格別懇意ではない者も含まれる。

加えて、原告らの正確な住所地を知らない者であっても、原告らの住んでいる場所（地区名）はどこなのかを知っている者はさらに数倍する。

本籍地については、度重なる戸籍法の改正によって、現在ではまったくの第三者が原告らの戸籍情報を正当な方法で入手する可能性は少なくなっているが（その場合でも身元調査や履歴書への記載などにより戸籍情報を入手する例が後を絶たないことは後述するとおりである）、原告らの年齢などを考慮すれば、法改正以前の過去に原告らの戸籍情報に接したことのある第三者の数が多数に上ることもまた明白である。

（２）既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者の存在を前提とした場合の権利侵害性は明白であること

既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者が、被告らによる『復刻版 全国部落調査』『部落解放同盟関係人物一覧』データに接すれば、ただちにプライバシー権等の権利侵害が生じることは明らかである。

訴状ですでに触れたとおり、「部落解放同盟関係人物一覧」データには原告らの住所・連絡先・電話番号であるとの体裁のもとに各種の地名や番号が記載されているのであるから、被告らの行為によるプライバシー権侵害等の存在は明らかである。

『復刻版 全国部落調査』についても、すでに訴状で触れたとおり、『復刻版 全国部落調査』における情報は原告らの住所等を記載したものではないが、原告らの住所等を既に知っている者にとっては、別紙ウェブサイト目録1及び2等の記事を見れば原告らが「被差別部落出身者」としてインターネット上等に表示されていることが判明する。現在も残る不当な部落差別を前提とした場合には「被差別部落出身者」として表示されることは公開を欲しない情報であり、差別を受けて社会的評価が低下する可能性がある情報といえるから、プライバシー権等の権利侵害が生じることは明らかである。

(3) 参考となる判例について

上記の点について、訴状においては「石に泳ぐ魚」事件における各審級の判決が参考となる旨、指摘している。

同事件の判決では、世間一般の人からは同小説のモデルとなった人物の特定ができなかった場合であっても、当該人物を知っている者が同小説を読めば、モデルとなった人物の特定が可能であるケースにおいて、

「原告と面識があり、又は…原告の属性の幾つかを知る読者が不特定多数存在することは推認するに難くない」（1審判決）

「(原告＝被控訴人の通う大学)の多くの学生や被控訴人が日常的に接する人々のみならず、被控訴人の幼いころからの知人らにとっても、本件小説中の『朴里花』を被控訴人と同定することは

容易である」(控訴審判決)

などと判示して、権利侵害性を認めている。

また、同様の趣旨で、最高裁平成15年3月14日判決も参考となる。同事件は未成年であったときに殺人等の罪で起訴された人物(X)につき、週刊誌が仮名(X')で報道した件について、当該人物が名誉毀損・プライバシー権侵害による損害賠償を求めた事件である。最高裁は当該人物の起訴事実にかかる情報を「犯人情報」、経歴や交友関係にかかる情報を「履歴情報」とした上で、

「Xと面識があり、又は犯人情報あるいはXの履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事がXに関する記事であると推知することが可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない」

「そして、これらの読者の中に、本件記事を読んで初めて、Xについてのそれまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性も否定することはできない」

と判示して、プライバシー権等の侵害を認めている。

本件においても、原告らの住所や本籍等の情報について、被告らによる『復刻版 全国部落調査』『部落解放同盟関係人物一覧』データのバラマキ以前から既に知っている者が多数存在することは明らかである。そして、これらの者のうち、被告らによる『復刻版 全国部落調査』『部落解放同盟関係人物一覧』データのバラマキによって初めて、原告らの住所地等が被差別部落とされている場所であることを知った者が多数存在することもまた、明白である。

(4) 結論

以上から、被告らによる『復刻版 全国部落調査』『部落解放同

盟関係人物一覧」データのバラマキ以前に、既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者の存在を前提とした場合の権利侵害性は明白である。

第3 情報を知らない第三者との関係においても被告らの行為により原告らのプライバシー権等の侵害が生じていること

1 現在でも日常的な「本籍」の開示

すでに述べたとおり、部落差別は、結婚や就職、転居などの人生の節目で、顕在化することが多い。しかし、以下のとおり、現在でもなお、それらの場面では、「本籍」の開示が求められたり、開示することがふさわしいとされていたりしている。

(1) 見合いをする際に必要とされている情報

縁談が発生した場合、あるいは出会いを求め結婚相手の紹介を求める場合に、相手と相手方家族宛に(仲介者が入る場合は仲介者宛に)、自分の学歴や経歴、育ってきた背景を知らせるために、「釣書」(つりがき、つりしょ)あるいは「身上書」とよばれる書面(以下双方を含んで「釣書」という。)を作成して、相互に交換するという習慣は、今でもかなり広く行われている。

全国1955社の結婚相談所を会員としてユーザーと事業者双方に情報提供などを行っている日本結婚相談所連盟のブログでは、「釣書」の正しい書き方を紹介している。ここでは、「釣書とは、お見合いをする男女がお互いの情報を知るために書くもので、書面をもとに会うか会わないかを判断する場合があります」として、「内容次第では縁談に影響する場合もあるため、ここでは釣書の正しい書き方とマ

ナーについて知っておきましょう」として、記載する項目として「氏名・生年月日・本籍地・現住所・学歴・職例・勤務先・資格・趣味・特技・宗教・身長体重・既往症など」が挙げられています。「本籍地と現住所は必ずしも一致するとは限りません。区役所・市役所・役場で書類を用意するなど、事前に確認することをおすすめします」とされ、戸籍をとって正確に記載することがふさわしいとされている（甲322）。

また、徳島の結婚相談所の作成しているブログでは、「徳島の結婚相談所での一般的な釣書（身上書）の書き方」として、書くべき項目として、氏名、本籍、現住所、生年月日、職業、学歴、家族構成、趣味、特技・国家資格、宗教、身長・体重、母の里、父の里をあげ、本籍の記載に関しては、「戸籍謄本に記載されている本籍を書きます。番地まで丁寧に書きます」と注意している（甲323）。

このように「釣書」には本籍を記載することは当然の常識とする情報がネット上で流通している。一方で、自分の印象をよくしたいと考える「釣書」の作成者は、常識的に必要とされている項目をもらさずに記載するのが通常であるから、結果、現在でも「釣書」作成の場合には本籍地が開示されるのが予定されることになる。

また、質問サイトである「教えて！goo」に2008年4月に掲載された質問の中に、知人の紹介で1度出会い双方に釣書を交換した際、釣書に本籍地の詳細の記載がなかったことを問題にするものがあった。質問によれば、釣書を交換した際「関西では普通、本籍地・現住所や実家の住所を明記するのですが、その人は、本籍地：秋田、現住所：会社の寮の住所、実家の両親の住所：秋田市在住 までしか書いてありませんでした。私の両親は、結婚を考えている者同士の釣書交換なのに、どうしてこんなにあっさりした書き方なのだろうか。現在

の会社の寮だけの住所ではよくわからない。と言います。私もお付き合いを考えている人でしたので、後日彼に『秋田のどのあたりですか？秋田は行った事がないのであなたの生まれ育ったところの話を聞かせて～』と言いましたら、急に態度が変わって怒って帰ってしまいました」との事情を前提に「見合い相手が本籍地を書いていないのは？」という質問である。

この質問には8件の回答が寄せられているが、質問者によって「ベストアンサー」に選ばれてトップに掲載されているものには、「そうだとはいえませんが・・・」「被差別部落に住まわれている方の多くがその様に書かれます」と回答した上で、「秋田 被差別部落」でグーグル検索した結果が表示される URL が表示されている（ちなみに、この検索結果では「秋田県 同和地区 wiki」がトップに表示される）（甲324の1及び2）。

このように知人を介して2人で会うということをきっかけにして交際が始まった場合（これを「見合い」というかは定義によるだろう）であっても、釣書を要求し、その釣書に本籍地の詳細の記載がないことを問題にする意識は、いまだ社会に根強く存在し、そのような情報に接した人が結婚する前に本籍地に関して情報提供することが当然であると認識をいやくというような事象が現実が発生している。

（2）会社に提供する情報

ア 就職活動において

就職においても、本人の本籍地について情報提供を求められる場合はかなり多い。

近年は、相当数の人数を採用する企業においては、就職面接前に「エントリーシート」提出が要求されることが多く、企業ごとに求

職者に対して回答を求める項目が異なっている。統一的な用紙が利用されているわけではないので実態の正確な把握は困難であるが、就職活動をしている学生向けのサイトでは、履歴書に本籍欄があれば記載するよう、企業から本籍を明らかにするよう求められれば、戸籍謄本に書いてあるとおりに記載するようにと指導している。

たとえば、「履歴書には本籍欄があるものとないものがあります。一般的には本籍欄のない履歴書がほとんどですが、中には企業などから指定された履歴書に本籍の記入欄がある場合があります。同じ履歴書なのになぜ本籍欄がある履歴書とない履歴書があるのでしょうか。また、本籍欄には何を書けばよいのでしょうか」として、「公務員や金融業では履歴書で本籍が必要な場合があります。また、企業の安全や管理を守る警備員にも履歴書の記載に本籍地が求められることもあります。警備会社によっては本籍地記載の住民票の他に身分証明書が必要なところもあるでしょう。公務員や金融業、警備員はプライバシーやセキュリティー情報に大きく関わっているという理由で厳しい可能性があります。いずれにしても、履歴書で本籍を記載するかどうかは就職先の企業などの方針によるものなので、記載の有無については就職先の履歴書の書き方のルールに従うようにしましょう。間違った本籍を記載するのは違反です。就職先の具体的な理由や方針をよく理解した上で、正確に記入して履歴書を提出することが大切です」と、企業の方針に従って履歴書を作成することが推奨されているのである（甲325）。

イ 採用後提供を求められる情報

採用が決まった後、入職時に、住民票の写しの提出が求められる

場合が多い(労働基準監督署長からの行政通達により、会社が提出を求めるのは、本籍地の記載のない最低限必要な情報のみ記載された「住民票記載事項証明書」が望ましいとされているが、遵守されていないケースも多い)が、その場合、会社は入社の手続をとる際に雇用した人の本籍地を知ることになる。

また、入職時に戸籍謄本を提出させるという慣行は、いまだ根深く続いている。このことは、質問サイトである「YAHOO! JAPAN 知恵袋」を概観しても、入社時の必要書類として戸籍謄本を求められたというケースで「提出してよいものか」という相談が複数存在していることで知ることができる。

2008年8月の相談は、既婚子持ちの女性が、転職が決まった後で戸籍謄本の提出を求められたという事例(甲326の1)、同年12月の相談は、内定先から入社前に戸籍謄本を提出するように言われたという事例(甲326の2)、2013年9月の相談は、就職が決まって戸籍謄本の提出が必要になったが利用目的が就職のためだと発行されてないのではないかという事例(甲326の3)である。これらの質問についての回答には、入社後に戸籍謄本を出させることは違法ではない(甲326の1)、「個人情報」に過剰反応しすぎ、内定先が求めているのだから提出が必要(甲326の2)といったものが多く、会社の対応について問題点を指摘しているものばかりではない。会社から求められれば対応するということで、戸籍謄本の提出が相当程度広がっていることが窺われる。

さらに、入社時には、緊急連絡先ないしは身元保証人として両親や親族の連絡先を届け出させることがほとんどであり、会社は両親の住所を知ることが多い。その多くは、本人の出身地と関係があり、そこから会社は本籍につながる情報を入手している。

また、原告らのうち60歳以上の者は、戸籍法による公開要件が厳格化され、あるいは会社に対する個人情報の提供についても人権侵害の可能性が指摘され、それを必要最小限に限定する運動の成果が出る前に就職をしているケースも多い。また、個人情報の管理についての意識も異なっていたため、学校への入学書類や本人確認書類として運転免許証を提出する際などに本籍情報を日常的に開示していた世代である。これらの原告については、すでに本籍情報が相当広範囲の第三者に知られた状態になっており、第2のカテゴリーに入る。

特に、運転免許証は、顔写真付きの公文書で本人確認が可能であり、保有者が多いことから、日本では最も一般的な身分証明書として幅広く利用されてきたし、現在も利用されている。2007年1月から3年をかけてICカード化された際に表面の本籍欄は個人情報の保護のため空欄となり、ICチップに本籍地の住所情報（日本国籍を有しない者は、その国家や地域の国籍）が記録されるようになり、2010年7月以降に発行された運転免許証では本籍欄そのものが削除されたが、それまでは、運転免許証上に本籍地の記載があったため、本人確認が必要な場面（銀行の口座開設や法務局での登記手続、公証役場での確認など、必要とされる場面は枚挙に暇がない）、個人の本籍地情報が把握されることが多かった。

第4 まとめ

すでに一定の個人情報を得ていた原告らとの関係で被告らの各行為によって権利侵害が発生することは本書面第2で主張したとおりである。さらに本書面第3で主張したように、戸籍の取得要件が厳しくなった現在においても、本人から戸籍や本籍地情報を提供させたり、身元調

査を行ったりすることで戸籍情報を取得することが広く行われている。
これらの状況を前提にすれば、被告らの行為によって（すでに戸籍などの情報を周囲の人に得られているか得られていないかを問わず）原告らにプライバシー権などの侵害などが発生していることは明らかである。

以上